

# 自転車通勤規程

## 第1条（目的）

この規定は、診療所の自転車通勤に関する事項を定めたものである。

## 第2条（自転車通勤の許可基準）

- 1、自転車通勤を行うものは、通勤経路を記載した自転車通勤許可書を提出し、承認を得た後でなければ当該自転車を通勤に使用できない。
- 2、自転車事故で加害者になった時対応できる保険に加入し保険書のコピーを提出すること
- 3、当該自転車を業務に使用してはならない。
- 4、申請内容に変更があった場合は速やかに届けなければならない。

## 第3条（運転者の心得）

通勤に自転車を利用するものは、安全運転を第一に心がけ、道路交通法その他交通法規を守らなければならない。

## 第4条（運転者の禁止事項）

運転者は、以下の行為を行ってはならない。

- ①飲酒して運転すること
- ②心身が著しく疲労しているなど、正常な運転が困難な状態で運転すること。
- ③ブレーキの不良その他整備不良のある自転車を運転すること
- ④携帯電話を操作しながら運転すること
- ⑤傘をさして運転すること
- ⑥前各号のほか、事故を招く恐れがある行為

2、従業員が前項に違反した場合は、就業規則に定める懲戒処分の対象となる。

## 第5条（駐輪場の場所）

自転車は、診療所の指定した場所に駐輪させなければならない。

2、自転車の駐輪中における破損、盗難などの事故については診療所は一切の責任を負わず何らの補償を行わないものとする。

## 第6条（使用承諾および取り消し）

運転禁止事項に違反した場合は直ちに承認を取り消す。

2、その他、診療所が必要と認めた場合には承認を取り消す。

## 第7条（責任の所在）

自転車通勤者が、通勤途上において起こした事故については診療所は一切責任を負わない。

2、この規程に違反して起こした事故にはいっさい診療所は責任を負わない。

3、事故に関し従業員が受けた損害に対して診療所は一切責任を負わない。

4、自転車通勤途中の事故により診療所が損害を受けたときは診療所は従業員に対し損害賠償請求できる。

第8条 (民間の保険加入)

自転車通勤するものは自転車で加害者になった時に対応できる保険に加入すること。保険証の写しを提出すること。

第9条 (事故の処理)

自転車通勤途中に事故を起こした場合は、運転者の加害、被害にかかわらず、直ちに診療所に報告し、指示に従わなければならない。

2、加害者になった時は負傷者を救護し、道路における危険を防止する措置をとり、警察に通報する。

第10条 (通勤費)

通勤費は非課税の限度で支給する。

付則

この規定は、平成 年 月 日より実施する。